

地方公共団体における 令和3年改正個人情報保護法の施行に向けた対応

令和5年1月



個人情報保護委員会の所掌事務

- 個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを任務として設立された合議制の独立機関。
- いわゆる三条委員会（例：公正取引委員会、原子力規制委員会等）であり、権限の行使に当たっては、高い独立性と政治的中立性が担保されている。

【個人情報保護法関係】

個人情報保護法は委員会が所管

民間

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等
(令和5年4月～)

監視・監督

個人情報保護委員会

個人情報保護に関する
基本方針の策定・推進

監視・監督等

国際協力

苦情あっせん

広報啓発

監視・監督

民間

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

【マイナンバー法関係】

マイナンバー法はデジタル庁が所管

1. 令和3年改正法①

令和3年改正法

令和4年4月一部施行
(地方部分は令和5年4月施行)

デジタル社会形成整備法に基づく改正

官民を通じた個人情報保護制度の見直し（官民一元化）

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

✓ 令和3年に改正された個人情報保護法の施行により、以下の主体にも個人情報保護法が適用されることとなる。

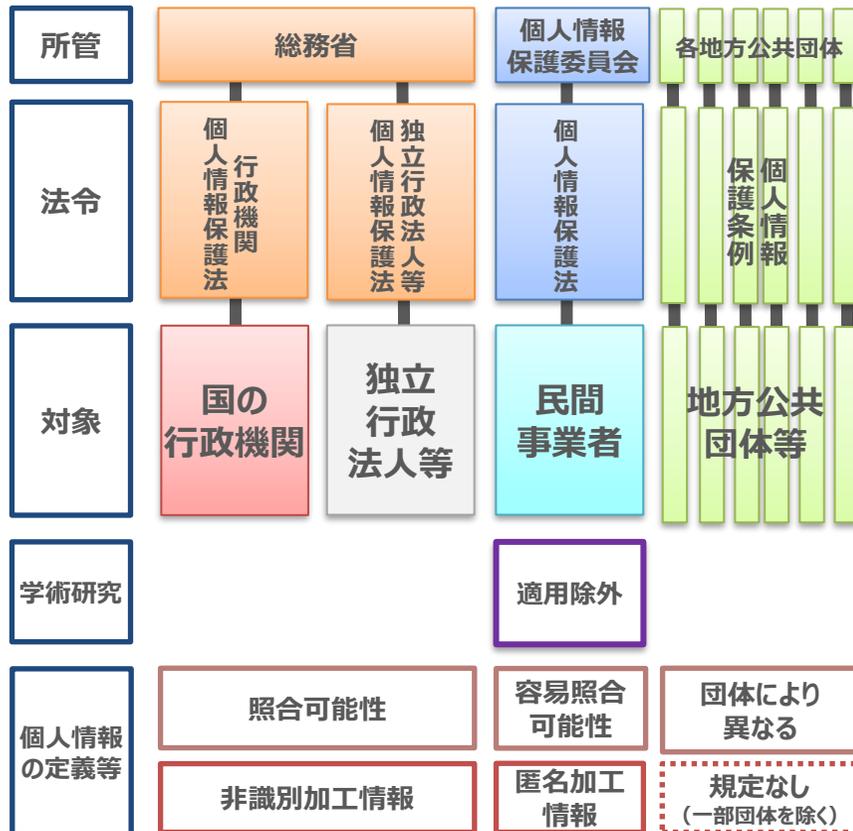
①国の行政機関及び独立行政法人等
→令和4年4月1日施行

②**地方公共団体の機関及び地方独立行政法人**
→**令和5年4月1日**施行予定

1. 令和3年改正法② 概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定**として精緻化。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。

【見直し前】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

1. 令和3年改正法③ 概要（地方公共団体に係る改正）

<概要 1>

① 適用対象

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- 病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用

※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- 個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用

例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- 個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用

例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- 個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用

※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- 開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

1. 令和3年改正法③-2 概要（地方公共団体に係る改正）

＜概要2＞

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- 匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用

※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- 個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能

例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- 施行期日は、令和5年4月1日とする
- 地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間等
- 国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

⑨ 地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- 特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- 条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

1. 令和3年改正法④ 改正法と条例

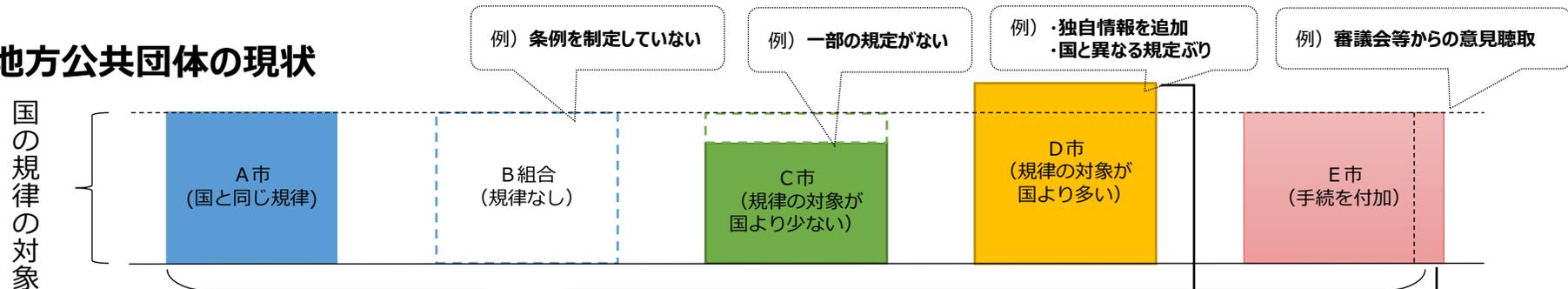
<これまでの地方公共団体の個人情報保護制度>

各地方公共団体間での個人情報保護条例の規定・運用の相違（いわゆる「2000個問題」）により、施策上の不均衡・不整合などの支障が生じていた。

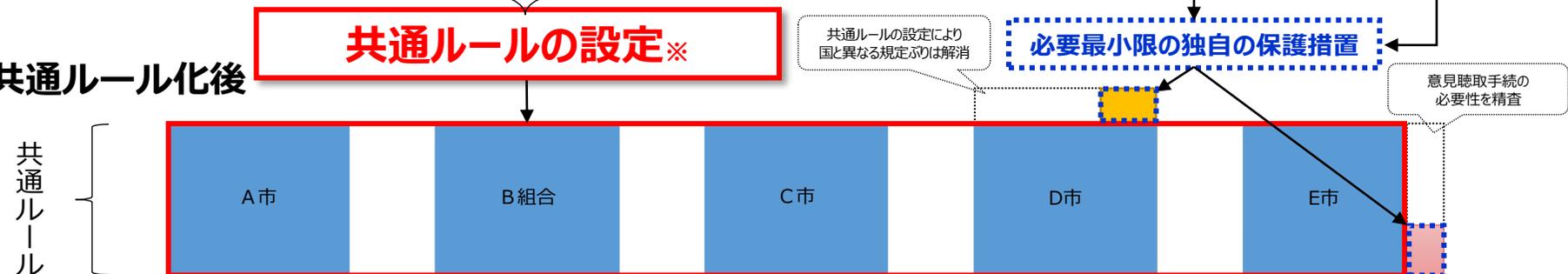
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドライン等を策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の主な役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に移行。

2. 監視方法① 施行状況調査

施行状況調査

- 全ての地方公共団体から、毎年度、安全管理措置をはじめとした保有個人情報の取扱い状況に関して提出・報告していただきます。（法第165条第1項）
- 個人情報保護委員会では、皆様から提出いただいた報告を取りまとめ、その概要を公表します。（法第165条第2項）

※ 一元化される令和5年度入り後から情報の蓄積や準備などを行っていただき、令和6年度入り後に発出する5年度中の取扱いに関する施行状況調査が最初の調査になります。

個人情報保護委員会から、本年3月末までには、調査項目などの一定の案を示します。

2. 監視方法② 実地調査

実地調査

- 調査・検査先を選定し、保有個人情報の管理体制や研修、委託、サイバーセキュリティ、監査などの安全管理措置等の実施状況等を実地調査し、必要に応じて改善に向けた不備の指摘、指導等を行います。
- 実地調査は、番号法に基づく立入検査と一体的に保有個人情報とマイナンバーの両方を調査・検査する予定です。

(参考) 安全管理措置義務 (1/2)

安全管理措置に関する指針

- 個人情報保護委員会事務局が公表する事務対応ガイド4-8に、「**行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針**」として、以下の項目に沿って行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものが示されているため、これを参照の上必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要がある。
 - 管理体制
 - 教育研修
 - 職員の責務
 - 保有個人情報の取扱い
 - 情報システムにおける安全の確保等
 - 情報システム室等の安全管理
 - 保有個人情報の提供
 - 個人情報の取扱いの委託
 - サイバーセキュリティの確保
 - 安全管理上の問題への対応
 - 監査及び点検の実施

(参考) 安全管理措置義務 (2/2)

委託において講ずべき安全管理措置

- 個人情報の取扱いを委託する場合は、安全管理措置として以下のような対応をとることが考えられる。
 - ✓ サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考に、委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準や委託先の選定基準を整備する。
 - ✓ 委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項(委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等)を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

2. 監視方法③ 漏えい等報告と本人通知

個人情報保護委員会への漏えい等報告

- 行政機関の長等は、保有個人情報について、漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規則で定める次の事態が生じたときは、規則で定めるところにより、**当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。**（法第68条第1項）
 - ① **要配慮個人情報に含まれる保有個人情報**（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下、本頁において同じ。）の**漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ② **不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ③ **不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ④ **保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ⑤ **条例要配慮個人情報に含まれる保有個人情報の漏えい等**が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 行政機関の長等は、法第68条第1項の規定による報告をする場合には、報告対象となる事態を知った後、**速やかに**、委員会への報告を行わなければならない。**【速報】（当該事態を知った時点から概ね3～5日以内）**
- 行政機関の長等は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え、**当該事態を知った日から30日以内**（上記③に該当する事態においては60日以内。③の事態に加え、上記①、②又は④の事態にも該当する場合も60日以内。）に、委員会への報告を行わなければならない。**【確報】**
- 委員会への漏えい等報告については、原則として、**委員会のホームページの報告フォーム**に入力する方法により行う。

漏えい等に関する本人への通知

- 行政機関の長等は、委員会への報告を要する事態が生じた場合には、規則で定めるところにより、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない。（法第68条第2項）

(参考) 漏えい等の対応とお役立ち資料

 <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

漏えい等の対応とお役立ち資料

| 漏えい等の報告について

漏えい等報告はこちら

 漏えい等報告フォーム

| 漏えい時の対応について (事業者編)

∨ | 漏えい時の対応について (行政機関等編) (クリックで開く)

∨ 個人データの取扱いに関するお知らせ※注意喚起情報やヒヤリハット事例等の参考資料 (クリックで開く)

ご清聴ありがとうございました。
